

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

昨日、酒田市健康福祉部子育て支援課より、『保育所、学童保育等における新型コロナウイルス感染症への対応方針』（資料 1）について改訂されました。これに伴い、当園での対応についてお知らせいたします。

当園での対応について

- 引き続き、送迎は玄関での対応となります。保護者の方で、風邪などで治療中または体調のすぐれない方の送迎はなるべくお控えください。他のご家族にお願いするなどのご協力をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の罹患または濃厚接触者と特定された場合は、必ず園にご連絡をお願いいたします。その際、保健所からの指示があった場合は内容を確認させていただきますことをご了承下さい。
- 保育中、お子さんが体調を崩された場合はご連絡をいたします。連絡先の変更がある場合は、当日の連絡先を明確にお知らせくださるよう宜しくお願いします。
- 添付資料 1 の区分①～⑥に該当する場合、当園でもその対応方針に準じたものとさせていただきますことをご了承ください。

☎ 連絡先 酒田報恩会保育園

❖ 平日の日中
(8:30～17:00) → 43-1151

❖ 平日の日中以外
(夜間・土・日を含む) → 080-1651-5790
携帯電話№1(園長が対応いたします)

ご心配、ご不明な点がございましたら遠慮なくお声がけください。

1 趣旨

酒田市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育所、学童保育所等（以下、「保育所等」という。）に関する対応方針を定める。

2 対象事業所

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、学童保育所（市指定管理及び委託事業）

3 対応方針

（１） 感染拡大防止のための対応

以下について、市が県と十分相談のうえ判断するものとする。

	区 分	対応方針
①	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	・臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、県と相談のうえ、市が決定する。 ・臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
②	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が勤務していた場合	・臨時休園（所）する。休園（所）する期間については、県と相談のうえ、市が決定する。 ・臨時休園（所）中、保育所等は消毒などの必要な措置を行う。
③	子ども、または職員が新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者に特定された場合	別途指示される期間について、子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。
④ 追 加	<u>子ども、または職員の同居する家族等が濃厚接触者と特定され、その子ども、または職員が保健所から健康観察等指導を受けた場合</u>	<u>保健所が指示する期間について、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。</u>
⑤ 追 加	<u>子ども、または職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者ではないが、保健所から健康観察等指導を受けた場合</u>	<u>保健所が指示する期間について、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を避けるよう市が要請する。</u>
⑥ 追 加	<u>子ども、または職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者ではないが、医療機関の判断により P C R 検査等を受ける場合</u>	・ P C R 検査等の実施日から検査結果が判明するまでの期間は、当該子どもの登園（所）、または職員の出勤を控えるよう市が協力を依頼する。 ・ P C R 検査等の実施及びその結果については、 <u>市子育て支援課へ速やかに報告する。</u>